

衛星測位に関するワーキンググループの運営について

令和6年10月3日

1. 議事の公開について

(1) 審議の内容等の公表

議事は原則として非公開とする。

(2) 議事要旨

衛星測位に関するワーキンググループ（以下「WG」という）の終了後、速やかに、WGの議事要旨を作成し、これを公表する。

2. 配布資料の公開について

WGで配布された資料は、原則として、WG終了後速やかに公開する。

ただし、座長が非公開が適当であると認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

3. その他の運営事項

前各号に掲げるもののほか、WGの運営に関して必要な事項は、座長が定める。